平成２６年（フ）第１８号
山口県宇部市東新川町６番14号
破産者　三浦　修一
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３８８号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目10―16プレジデントみずほ301号室、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市皇徳寺台４丁目50番３号
破産者　大脇　良仁
1　決定年月日　平成26年８月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第９４号
函館市中道１丁目24番21―101号
破産者　松村　浩次
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１５６号
岩手県岩手郡雫石町七ツ森136番地19
破産者　工藤　英高
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３６号
福島県郡山市島１丁目６番11号　メゾン・ド・ブリーク102号
破産者　寅澤　君男
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
茨城県水戸市河和田３丁目2260番地　市営河和田住宅51―１棟102号、開始決定時の住所茨城県水戸市見和３丁目1437番地　パークハイツ見和Ｂ棟102号
破産者　エコールこと　太田　　孝
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第３９３号
千葉県市川市塩焼４丁目５番31―202号　Ｆｏｒｅｓｔ　Ｒｉｖｅｒ　ＡＶＥ、開始決定時の住所茨城県水戸市千波町508番地の63
破産者　白川　　昇
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３号
長野県上伊那郡辰野町富士塚3447番地２　富士塚団地４号、破産手続開始決定時の住所長野県上伊那郡辰野町大字赤羽114番地10
破産者　白鳥　季一
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第４号
長野県上伊那郡辰野町富士塚3447番地２　富士塚団地４号、破産手続開始決定時の住所長野県上伊那郡辰野町大字赤羽114番地10
破産者　白鳥　弘子
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２６年（フ）第１５号
岐阜県大垣市中町113番地２
破産者　丹羽　健二
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
静岡県富士市入山瀬640番地の１　メゾンマリアージュＢ201号、前住所静岡県富士市松岡209番地の８
破産者　日原　敏彦
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第９８３号
滋賀県長浜市公園町18番47　ファミール長浜105、破産手続開始決定時の住所京都市山科区椥辻草海道町38番地42　イーグルコート椥辻オーレ708
破産者　芝田　　悟
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
奈良市七条東町３番18―504号
破産者　ケイズカンパニーこと　黒田　和寛
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
和歌山県新宮市野田８番４号　崎本アパート２号棟１Ｆ２号室
破産者　市丸　紀春
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第６０号
徳島県徳島市下助任町４丁目56番地の２、旧住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜23番地４　シーサイドヴィラ鳴門106号
破産者　坂東　利一
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５号
高知市長浜630番地
破産者　大井　　宏
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１３３号
高知県香南市香我美町中西川96番地、開始決定時の住所高知市十津３丁目２番12号　ラピス５
破産者　末延　秀男
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４３号
高知県南国市下野田195番地８　グリーンハウス101
破産者　池村　　歩
1　決定年月日　平成26年８月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係